

議案第 86 号

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 12 月 20 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例

令和 年 月 日  
条例第 号

(多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年多可町条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「

12月1日	100分の220.0	100分の176.0	100分の132.0	100分の66.0
-------	------------	------------	------------	-----------

」を「

12月1日	100分の230.0	100分の184.0	100分の138.0	100分の69.0
-------	------------	------------	------------	-----------

」に改める。

第2条 多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「

6月1日	100分の220.0	100分の176.0	100分の132.0	100分の66.0
12月1日	100分の230.0	100分の184.0	100分の138.0	100分の69.0

」を「

6月1日	100分の225.0	100分の180.0	100分の135.0	100分の67.5
12月1日	100分の225.0	100分の180.0	100分の135.0	100分の67.5

」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関

する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## 多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

(第1条)

現 行					改 正				
(期末手当) <b>第6条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) <b>第6条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
(略)					(略)				
6月1日	100分の220.0	100分の176.0	100分の132.0	100分の66.0	6月1日	100分の220.0	100分の176.0	100分の132.0	100分の66.0
12月1日	<u>100分の220.0</u>	<u>100分の176.0</u>	<u>100分の132.0</u>	<u>100分の66.0</u>	12月1日	<u>100分の230.0</u>	<u>100分の184.0</u>	<u>100分の138.0</u>	<u>100分の69.0</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

(第2条)

現 行					改 正				
(期末手当) <b>第6条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) <b>第6条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
(略)					(略)				
6月1日	<u>100分の220.0</u>	<u>100分の176.0</u>	<u>100分の132.0</u>	<u>100分の66.0</u>	6月1日	<u>100分の225.0</u>	<u>100分の180.0</u>	<u>100分の135.0</u>	<u>100分の67.5</u>
12月1日	<u>100分の230.0</u>	<u>100分の184.0</u>	<u>100分の138.0</u>	<u>100分の69.0</u>	12月1日	<u>100分の225.0</u>	<u>100分の180.0</u>	<u>100分の135.0</u>	<u>100分の67.5</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				